

# つがる総合病院から特別の料金（選定療養費）の改定のお知らせ

つがる総合病院（五所川原市）は、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や、CT、MRI検査等の高額な医療機器・設備を必要とする外来（重点外来）を担っており、令和5年8月1日付で、紹介患者の診療を重点的に行う「紹介受診重点医療機関」として青森県から公表されました。

これに伴い、次の①、②に該当する場合は、令和6年2月1日より下表の「特別の料金」をご負担いただくこととなります。

- ① かかりつけの診療所等からの紹介状を持たずにつがる総合病院を受診する場合（初診）
- ② つがる総合病院で治療を行い、その後医師が他医療機関での治療の継続を勧めた際に、引き続き当院での治療を希望される場合（再診）

## 紹介状が無い場合の「特別の料金」

区 分		令和6年1月31日まで	令和6年2月1日から
他医療機関からの紹介状をお持ちでない方（初診）	医 科	2,200円(税込)	7,700円(税込)
	歯 科	2,200円(税込)	5,500円(税込)
医師が他医療機関での治療の継続を勧めた際に、引き続き当院での治療を希望される方（再診）	医 科		3,300円(税込)
	歯 科		2,090円(税込)

外来機能の役割分担を明瞭にすることで、外来時間の待ち時間の短縮につながり、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになることが期待されます。

まずは普段通っている医療機関を受診して、専門的な検査・治療等が必要と判断された場合は、つがる総合病院等の病院を紹介されるので、紹介状をご持参の上、受診いただくよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 以下の方からは特別の料金をいたしません

- ① 救急車での搬送や、緊急な診療を必要とされる方
- ② 国の公費負担医療制度の受給対象者（生活保護受給者など）
- ③ 今回受診する診療科は初めてでも、当院の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ④ 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ⑤ 当院周辺で他に受診したい診療科を持つ医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っている場合
- ⑥ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ⑦ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、当院を直接受診する必要性が特に認められた患者



※紹介受診重点医療機関について、詳細は厚生労働省ホームページ(QRコード)をご覧ください。

【問い合わせ先】 つがる総合病院事務部医事課 電話35-3111

広 告

# 現金買取

## 鉄・非鉄・農機具類

株式会社 高橋商事  
五所川原営業所

引取りも  
ご相談ください



つがる市柏鷲坂清見71-16

TEL 0173-26-7576

# 農地基本台帳登載証明書の交付申請について

農業用軽油引取税免税証交付申請に必要な「農地基本台帳登載証明書」の交付申請を随時受け付けています。

法人等は法人印等を、共同申請の場合は「免税軽油共同使用者証」を、同一世帯以外の申請は「免税軽油使用者証」を持参し、農業委員会事務局(市役所3階)までお越しください。また、各出張所でも下記のとおり受け付けますのでご利用ください。

※使用者証がない場合や共同使用者証の名義と農業委員会の経営主が異なる場合は、委任状を提出してください。

※農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)をすべて受託している農家で、免税措置を受けられる方は、「農作業受委託契約書」と法人等は法人印等を持参して申請してください。

※手数料は1人分300円です。

場 所	受 付 日 時	備 考
稲垣出張所 (稲垣ふれあいセンター)	12月21日(木) 9時30分～16時	「耕作(農作業受委託)証明」は交付 できません。
車力出張所 (北消防署2階)	12月22日(金) 9時30分～16時	
つがる出張所 (イオンモールつがる柏内)	毎日10時～19時 (12月29日(金)～1月3日(水)は除く)	共同の場合の台帳登載証明書と 「耕作(農作業受委託)証明」は交付 できません。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話42-2111(内線572)

## 規模拡大のために農業用機械等の導入を 検討されている皆さまへ(農水省の補助金のご案内)

規模拡大のために農業用機械等の導入を希望する方の申し込みを受け付けます。希望する方は、現時点では令和5年度の要件を参考にお申し込みください。事業内容等は変更になる場合があります。

▼受け付けの条件(①および②を満たすこと):①採択された場合は、金融機関から補助金額を超える融資を受けること ②農業収入総額から費用を控除した額に人件費を加算した額(付加価値額)が、マイナスでないこと

### A融資主体支援タイプ

- 1) 補助率 事業費の3/10以内(限度額300万円)
- 2) 対象設備 農業用機械等(事業費が整備内容ごとに50万円以上、耐用年数5年～20年)
- 3) 対象者および採択について 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等(認定農業者・新規就農者等)が対象。5地区(木造・森田・柏・稲垣・車力)別のポイント制。次の(1)の1人当たり平均に(2)地区ポイント(担い手への農地集積、農地集積割合の増加)を加え、地区別に高い順に採択。採択年度から3年後を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むこと

#### (1)助成対象者ポイントと成果目標

- ・成果(必須)目標(3年度目を目標年度とする)①付加価値額の拡大
- ・選択目標(②～④のうち1つ以上を設定すること)②農産物の価値向上 ③単位面積当たり収量の増加  
④経営コストの縮減
- ・事業関連取り組み目標 ⑤経営面積の拡大 ⑥労働時間の縮減 ⑦経営管理の高度化 ⑧他産業との連携

### B先進的農業経営確立支援タイプ

- 1) 補助率 事業費の3/10以内(限度額:個人1,000万円、法人1,500万円)
- 2) 対象設備 農業用機械等(事業費が整備内容ごとに50万円以上、耐用年数5年～20年)
- 3) 対象者および採択について 融資主体支援タイプに加えて、付加価値額の拡大、経営コストの縮減等目標が高くなります。

▼提出書類 見積書、カタログ、令和4年分農業確定申告(収入、経費、人件費、減価償却)等

※農業確定申告後、令和5年分も提出してください。

▼申し込み 12月27日(水)までに、農林水産課へお申し込みください。

▼留意事項 採択された場合、年度達成状況報告書およびその根拠資料、作業日誌の提出と、導入した農業用機械等には自然災害に対応した保険の加入(耐用年数の期間)が義務付けられます。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111(内線413)